

変動持分事業体の連結方針 —米国における連結方針の見直しをめぐって—

Consolidation Policy of Variable Interest Entities :
Reconsideration of Consolidation Policy in America

越 野 啓 一
Keiichi Koshino

〈目 次〉

- I. はじめに
- II. 1999 連結公開草案とその修正アプローチにおける連結方針
- III. 米国における変動持分事業体の連結方針
 - 1. 改訂解釈書 46 号における変動持分事業体の連結方針
 - 2. 1999 連結公開草案における SPE の連結方針
 - 3. 米国における適格 SPE の連結方針
- IV. わが国における SPE の連結方針
 - 1. わが国の連結会計制度における連結方針
 - 2. 金融資産の流動化に係る譲渡人による SPE の連結方針
 - 3. 不動産の流動化に係る譲渡人による SPE の連結方針
- V. むすびにかえて

〈要 旨〉

米国では、従来、発行済議決権付株式の過半数を直接または間接的に所有していることが連結の基本的要件とされてきた。特別目的会社 (SPE) の連結方針については、FASB の緊急問題特別委員会での合意事項が実務上の指針とされてきた。しかし、SPE の連結回避をめぐる会計不祥事が表面化したエンロン事件を契機として、FASB は、2003 年 1 月、ARB 第 51 号の解釈書第 46 号「変動持分事業体の連結」を公表した。これは、SPE を含め、従来の連結方針を適用することが適当でないと認められる事業体のための連結方針を規定するものである。

FASB は、1999 年 2 月、公開草案「連結財務諸表：目的と方針」を公表し、支配概念に基づく連結方針を提案している。本稿では、ARB 第 51 号の解釈書第 46 号における連結方針の特徴について、1999 年の公開草案における連結方針との関係に焦点を当てて考察し、わが国の連結会計制度における連結方針との比較を試みた。

キーワード：

連結財務諸表、連結範囲、支配、変動持分事業体、特別目的会社、SPE、リスク、期待損失、期待残余リターン

I. はじめに

米国では、一般の事業会社は、1959 年に米国公認会計士協会から公表された会計調査公報第 51 号「連結財務諸表」(以下、ARB51 号という。)と 1987 年に財務会計基準審議会 (以下、FASB という。)から公表された財務会計基準書第 94 号「すべての過半数子会社の連結」(以下、FAS94 号という。)により、親会社が過半数の議決権付持分を直接または間接的に所有することを通して、支配的財務持分を所有しているすべての会社を連結することが要求される。

FASB は、連結方針と連結手続に関する新たな会計基準の公

表を目指して、いくつかの重要な基本的問題に関する検討を継続してきた。これらの検討課題と検討結果は、1991 年 7 月、討議資料「連結方針と連結手続に関する諸問題の分析」、1994 年 8 月、「連結方針に関する主要な問題についての予備的見解」(以下、1994 予備的見解という。)、1995 年 10 月、公開草案第 154 号「連結財務諸表：方針と手続き」(以下、1995 連結公開草案という。)、および 1999 年 2 月、公開草案 (改訂) 第 194 号「連結財務諸表：目的と方針」(以下、1999 連結公開草案という。)として公表されてきた。これら一連の報告書では、支配が連結範囲を決定するための拠り所とされ、連結報告目的との関連で、支配概念とその本質的特性について詳細な検討が行われてきた¹⁾。

FASB は、1999 年 7 月、1999 連結公開草案について受け入れたコメントやテストケースの結果に基づいて、同公開草案の再検討に着手し、修正試案を Web 上で公表した。ここでの主な修正点は以下のとおりである。

- ① 支配の識別に際して、現在の意思決定能力が必要であることをより明瞭にすることを求める。
- ② 連結判定基準が、支配と他の便益水準を組み合わせた基準ではなく、支配に基づくことを要求する。
- ③ 取得日に支配が一時的である子会社を連結から除外する規定を削除する。
- ④ 適格特別目的事業体 (qualifying special-purpose entity) (以下、適格 SPE という。)は、金融資産の譲渡人またはその関連会社の財務諸表に連結されてはならない。
- ⑤ 活動やパワーが著しく制限された事業体の連結判定のために、支配力基準の修正を追加する。
- ⑥ 活動やパワーが著しく制限された事業体を除外した連結方針に関する最終の基準書と、活動やパワーに著しい制限を有する事業体の連結方針に関する修正アプローチの公開草案を別個に公表する。
- ⑦ ⑥の修正アプローチは、2000 年 9 月、作業草案「連結方針—修正アプローチ」(以下、修正アプローチという。)として

公表された。この修正アプローチは、2002年6月のARB51号の解釈書公開草案「特別目的事業体の連結」(以下、2002解釈書公開草案という。)を経て、2003年1月に公表されたARB51号の解釈書第46号「変動持分事業体の連結」(以下、旧解釈書46号という。)においてより一般化された。さらに、FASBは、2003年12月、同解釈書46号の改訂版(以下、改訂解釈書46号という。)を公表した。特別目的会社の連結方針に関するFASBのこれら一連の取り組みは、2001年12月に米国連邦破産法第11条により倒産したエンロン社のSPEの連結回避をめぐる会計不祥事が契機とみられる。ここでは、非連結のSPEを利用した多額の負債や損失のオフバランスが表面化し、米国の会計基準に対する重大な不信を招いた²⁾。

他方、活動やパワーに重要な制約を有する事業体を除いた連結方針に関する最終の基準書については、FASBは、当時、2001年の第一四半期中に公表することを計画していたが、現在のところ公表されていない。この未確定の連結方針については、改訂解釈書46号との関係あるいはそれとの整合性が問われることになるであろう。本稿では、改訂解釈書46号における連結方針の特徴について、1999連結公開草案(1999年の修正試案を含む。)における連結方針との関係に焦点を当てて考察し、わが国の連結会計制度における連結方針との比較を試みたい。

II. 1999 連結公開草案とその修正アプローチにおける連結方針

FAS94号(第13項)では、親会社が過半数の議決権付持分を直接または間接的に所有することを通して、支配的財務持分を所有しているすべての会社を連結することが要求される。この場合、発行済議決権付株式の過半数を直接または間接的に所有していることが連結範囲判定の基本的な基準とされる。ただし、更生会社または破産会社である場合や、厳しい外国為替上の制限や統制のために支配が過半数の議決権持分の所有者に存在しない会社は連結範囲から除かれる。これらの会社の連結に関する例外規定はFAS94号で再検討されることなく、ARB51号(第2項)の規定が踏襲されたものである(FAS94号第10項)³⁾。

1999連結公開草案(第9項)は、取得日に支配が一時的でないかぎり、親会社がその支配する事業体(子会社)を連結することを要求している。ここに支配とは、「他の事業体の活動からの便益を増加し、他の事業体からの損失を抑制するように、他の事業体の進行中の活動をガイドする方針や経営を指示するための事業体の能力」と定義され、「連結財務諸表の目的にとって、支配とは、他と共有されない意思決定能力を含む」とされる(第6項)。この定義では、支配について2つの本質的特徴が認められる(第10-14項)。一つは、単独での意思決定能力を有することであり、一つは、他の事業体の進行中の活動から得られる便益を増加させ、その活動から被る損失を抑制するための能力を有することである。その便益には、所有主持分を通して得られる便益だけでなく、親子間またはそれらの関係会社間でのシナジーを通して得られる収益の増加やコストの節約も含まれる。

1999連結公開草案(第181, 205項)は、法的に独立な企業の資産を連結する根拠を、1994予備的見解(第13項)と同様、FASBが1985年12月に公表した財務会計諸概念に関するステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(以下、概念書6号という。)における資産の定義と資産の本質的特徴に求めた。

すなわち、概念書6号(第25, 26項)では、資産とは、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」(邦訳, pp.297-298)と定義される。この場合、資産から経済的便益を獲得する能力は必ずしも法的権利に基づく必要はないとされる。すなわち、資産を所有する事業体を支配することが、資産を支配し、資産から経済的便益を獲得するための一つの手段とみなされる。かくして、親会社が支配する資産の総額を誠実に表示するためには、法的に独立な事業体によって支配される資産は、当該事業体を支配する親会社の資産に連結される必要があると考えられた。

修正アプローチは、活動およびパワーが著しく制限されている事業体の連結方針に焦点を当てており、支配に基づく連結方針(control-based approach)の修正として公表された。ここでは、適格SPEの連結方針、および重要な変動持分(variable interest)を有する事業体の連結方針が新たに示された。変動持分を有する事業体については、重要な変動持分の所有とともに、活動に影響を及ぼしうる何らかの関係の存在が連結の要件とされている。財務的持分以外にいかなる関係もない事業体は、連結よりも投資勘定で説明されるとみられている。

III. 米国における変動持分事業体の連結方針

1. 改訂解釈書46号の連結方針

改訂解釈書46号の連結方針は、変動持分の識別および変動持分事業体(variable interest entity)の識別と主たる受益者の識別から成る。そこでは、特定資産における変動持分の取り扱いも問題となる。図表Ⅲは、改訂解釈書46号の連結方針をフローチャートの形式であらわしたものである。

イ. 変動持分の識別と変動持分事業体の識別

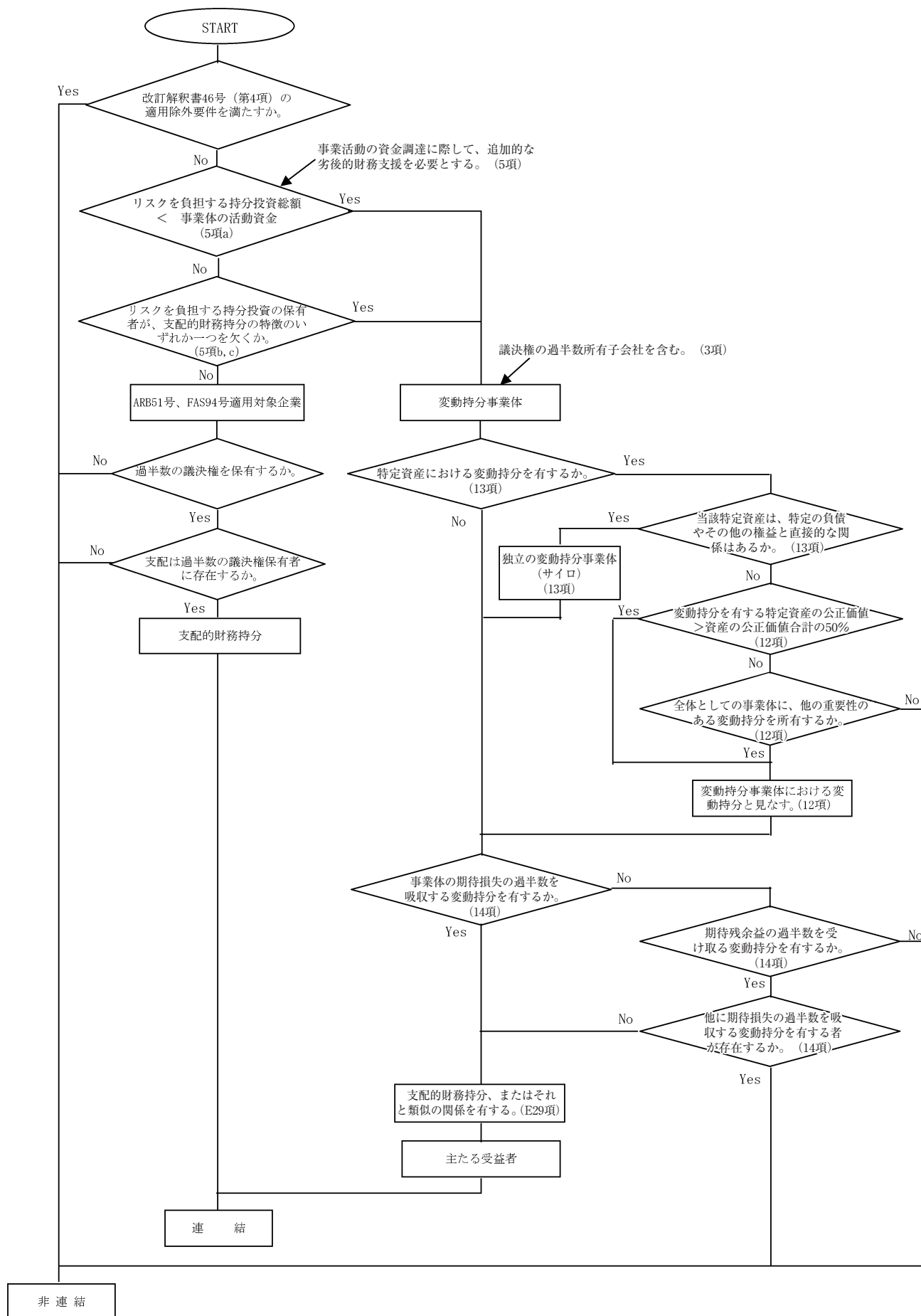
変動持分事業体における、ある事業体の変動持分とは、「変動持分事業体の変動持分を除く純資産の公正価値の変動とともに変化する、ある事業体の契約上の権益、所有主持分、または他の金銭的権益」と定義される(第2項c)⁴⁾。変動持分事業体は、当該事業体の支配的財務持分を所有する効果が、議決権持分ではなく、当該事業体における変動持分を有することによって獲得される事業体である。議決権を有する持分権益も議決権を有しない持分権益も、もし、その事業体が変動持分事業体であるならば、変動持分となる可能性がある(第2項c)。

修正アプローチでは、活動およびパワーが著しく制限されている事業体の連結方針に焦点が当てられていたが、改訂解釈書46号の適用対象はそのような事業体に限定されない。2002解釈書公開草案はSPEの連結方針として公表されたが、SPEの中にはその連結要件を満たさない事業体も含まれ、またSPE以外の事業体でも、その連結要件を満たす可能性のある事業体が存在した。そのため、旧解釈書46号および改訂解釈書46号では、その適用対象を変動持分事業体と称した(旧解釈書46号・Summary(注))。

改訂解釈書46号(第5項)は、次のa～cの要件のいずれかを満たす事業体を変動持分事業体と認定している。

- a. リスクを負担する持分投資の総額が、当該事業体が行うための資金源として不十分であり、持分所有者を含む何らかの当事者によって提供される追加的な劣後的

図表Ⅲ 改訂解釈書46号における変動持分事業体の連結方針



金融支援を必要とする。この要件を満たすための一応の目安は、リスクを負担する持分投資の総額が総資産の10%未満の場合とされる(第9, 10項)。

b. リスクを負担する持分投資の所有者が、グループとして、支配的財務持分に関する次の3つの特徴のいずれかを欠く。

- (1) 当該事業体の成功に重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定を行うための直接または間接的な能力。
- (2) 当該事業体の期待損失 (expected losses) を吸収する義務。

期待損失とは、当該事業体の変動持分を除く純資産の公正価値の負の期待変動であり(第2項b, 8項)、FASBが2000年2月に公表した財務会計諸概念に関するステートメント第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」(以下、概念書7号という。)(第45-46項)における期待キャッシュ・フローに基づいて測定される⁵⁾。

投資家は、もし、彼らが直接または間接的に期待損失から保護されるか、または当該事業体自体または当該事業体に関連ある他の当事者によってリターンが保証されるならば、その義務を有さない。

- (3) 当該事業体の期待残余リターン (expected residual returns) を受け取る権利。

期待残余リターンとは、当該事業体の変動持分を除く純資産の公正価値の正の期待変動であり(第2項b, 8項)、概念書第7号における期待キャッシュ・フローに基づいて測定される。

投資家は、もし、それらのリターンが、当該事業体の統治文書または他の変動持分保有者または当該事業体との契約によって制限されているならば、その権利を有さない。

bの要件の目的は、過半数の議決権持分所有者が支配的財務持分の特徴を有しない事業体を識別することである。すなわち、持分投資家が議決権の過半数を所有する子会社も変動持分事業体となる可能性があることを意味する(第3項)。たとえば、リスクを負担する持分投資以外の權益が、その持分投資家に支配的財務持分の特徴を与えるか、またはその權益が、その持分投資家が支配的財務持分の特徴を有するのを妨げるならば、その事業体は変動持分事業体とみなされる(第5項b(注7))。

c. リスクを負担する持分投資の所有者が、グループとして、次の2つの状況によって特徴b(1)を欠くとみられる。

- (i) 一部の投資家の議決権が、当該事業体の期待損失を吸収する義務、当該事業体の期待残余リターンを受け取る権利、またはその両者と比例していない。
- (ii) 当該事業体の実質的にすべての活動(たとえば、資金の調達または資産の購入)が、議決権をほとんど有しない投資家に関係しているか、あるいは彼のために行われる。

この要件を適用するために、企業は、リスクを負担する持分投資だけでなく、当該事業体にかかわる各当事者すべての權益に関係する、期待損失を吸収する義務および期待残余リターンを受け取る権利を考慮しなければならない。

ロ. 変動持分事業体の特定資産における変動持分の取り扱い

改訂解釈書46号(第12項, Appendix E27, E28)によれば、変動持分事業体の特定資産における変動持分は、その特定資産

の公正価値が当該事業体の資産の公正価値総額の50%を超える場合、またはその変動持分の所有者が、当該事業体全体における他の変動持分を所有する場合においてのみ、その事業体における変動持分とみなされる。ただし、当該他の変動持分が重要でないか、またはほとんど全く変動性がない場合は除く。この例外規定は、特定資産に持分を有する他の当事者が、全体としての事業体におけるほんのわずかな持分を所有するように仕組むことによって、本来、主たる受益者となるべき当事者が、当該事業体の連結を回避するのを妨げることを目的としている。

特定資産における変動持分に係る期待損失と期待残余リターンは、その変動持分が変動持分事業体における変動持分とみなされる場合にのみ、当該事業体の期待損失または期待残余リターンとみなされる。特定資産の公正価値が当該事業体の資産の公正価値総額の50%未満の場合、事業体のリスクを負担する持分の十分性の判定や主たる受益者の識別に際して、その特定資産における変動持分に係る期待損失は、当該事業体の期待損失の一部とはみなされない。

変動持分事業体の特定資産における変動持分が、当該事業体の特定の負債または他の特定の權益と直接的な関係がある場合、当該事業体の一部を独立の変動持分事業体として取り扱うことが要求される。この要件は、変動持分事業体でない事業体には適用されない。変動持分事業体は、一般に、さまざまな当事者の権利や義務が混じり合わないよう組成されるからである(第3, 13項, Appendix E12-E14, E26)。もし、ある企業が、ある変動持分事業体の任意の部分を連結することが要求されるならば、他の変動持分所有者は、その部分をより大きな変動持分事業体の一部分とみなしてはならない。

ハ. 主たる受益者の識別

変動持分事業体に変動持分を有する企業は、次のいずれかの要件を満たす場合、当該事業体の主たる受益者(primary beneficiary)と判定され、当該事業体を連結することが要求される(第14項)。

- a. 変動持分事業体の期待損失の過半数を吸収する。
- b. 変動持分事業体の期待残余リターンの過半数を受け取る。
- c. 変動持分事業体の期待損失の過半数を吸収するとともに、変動持分事業体の期待残余リターンの過半数を受け取る。

ただし、同じ変動持分事業体について、期待損失の過半数を吸収する企業と期待残余リターンの過半数を受け取る企業が存在する場合、期待損失の過半数を吸収する企業が、当該事業体を連結することが要求される。

改訂解釈書46号(前文)は、概念書6号における資産の定義を引用し、変動持分事業体とその主たる受益者の関係について、たとえ、その主たる受益者がその変動持分事業体の資産の利用に関する直接的な意思決定能力を有さない場合でも、その関係は、その資産からの将来の便益に対する主たる受益者の支配をもたらすとしている。変動持分事業体と主たる受益者のこのような関係は、より優先的な持分權益よりもより劣後的な持分權益を有する当事者、あるいはより小さなリスクよりもより大きなリスクを負担する持分權益を有する当事者が、より優位的な意思決定権を有するであろうという仮定に基づいているといえる(Appendix E19, E20)⁶⁾。その意味で、ここでは、重要な変動持分を所有することそれ自体が、支配の存在を仮定する根拠とみなされている。このような支配概念は、1999連結公開草案や修正アプローチにおける支配概念とはかなり異質であるように思われる。しかし、一方で、改訂解釈書46号では、

変動持分事業体の主たる受益者の識別要件から、そのような意味での支配の仮定を排除しようとする意図もうかがえる⁷⁾。

2. 1999 連結公開草案における SPE⁸⁾ の連結方針

改訂解釈書 46 号の連結方針の特徴を明らかにするために、1999 連結公開草案における SPE の連結方針について検討したい。ここでは、支配の本質的特徴と支配の継続性に基づいて、議決権持分を伴わない、さまざまな事業体間での親子関係の有無が検討された。

1999 連結公開草案（第 132-140 項）（例 7）では、不動産のリースを目的とする SPE の設立と運営にかかわる各種の利害関係者について、いくつかのケースを仮定して、支配の所在が検討されている。

まず、会社型の SPE では、いかなる資本投資も行わず、その創設者自らの営業目的のためだけに使用される資産を建設し、自らにリースすることを唯一の目的とする SPE について、その創設者、議決権株式のすべてを保有する外部の持分投資家、および当該 SPE に対するノン・リコースローンの貸し手の関係が検討された。ここでは、SPE の創設者であり、リース資産の賃借人である当事者は、SPE の活動を指示する能力、SPE の事業目的を変更する能力、リース資産を購入して SPE を解散する能力、リース資産に係るリスクを負担する義務、およびリース料金の支払義務を有する場合には、たとえいかなる議決権も所有せず、また、そのリース契約がオペレーティング・リースと認められるとしても、支配の要件に照らして、当該 SPE を支配しているとみなされた。ここでは、創設者である賃借人は、リース契約を通して、SPE の債権者に対する事実上の債務保証を提供しているものとみられる。

1999 連結公開草案（第 141-153 項）（例 8）ではまた、信託型の SPE、すなわち特定目的信託について検討されている⁹⁾。1999 連結公開草案（第 22, 37, 72, 73 項）は、一般論として、信託契約では受託者が委託者の財産を保有し、管理し、処分する職務を有するが、その活動は信託契約を通して受益者のために行うことが義務付けられており、受託者も委託者も信託の受益者でないかぎり、委託者、信託、受託者、および受益者の間には支配関係は存在しないとしている。しかし、信託の創設者や受益者または他の利害関係者が、信託の方針を変更する権利や能力を有する場合、あるいは創設者が、自分自身または関連会社を信託の唯一の受益者として指名する場合には、それらの関係者は信託を支配するものとみられる（第 74 項）。

かくして、1999 連結公開草案は、SPE についても、それが会社、パートナーシップまたは信託のいずれの形態であろうとも、それぞれの設立形態に支配の定義を適用して、連結の是非を評価することとした（第 242 項）。その結果、たとえ SPE の残余リターンのほとんどすべてを受け取る事業体でも、当該 SPE に対する支配が認められなければ、連結を認めないことにした（第 244 項）。

1976 年 11 月に FASB から公表された財務会計基準書第 13 号「リースの会計処理」（以下、FAS13 号という）（第 60 項）によれば、オペレーティング・リースは、「資産の所有者であることに伴う便益のすべてを実質的に移転する」キャピタル・リース以外のリースである¹⁰⁾。この場合、賃借人の側では、リース資産あるいはその使用权や発生したリース債務は貸借対照表に計上されない（第 15, 16 項）¹¹⁾。これに対して、EITF No. 90-15 では、リース資産の賃借人が次のすべての条件を満

たす場合、リース資産の賃借人である SPE を連結することを要求した。

- (1) SPE の実質的にすべての活動が、単一の賃借人にリースされる資産にかかわる。
- (2) リース資産に期待される実質的な残余リスクと実質的にすべての残余報酬および SPE の原債務によって課された債務が、直接または間接的に賃借人に帰属する。
- (3) SPE の名義上の所有者が、そのリースの全期間にわたって、リスクを負担する実質的な残余持分への初期投資を行わなかった。

これらの指針は、オペレーティング・リースの要件は満たすが、賃借人が当該リースに係る資産および負債をオフバランスするのが適当でない取引の会計処理方法を示している。1999 連結公開草案の例 7 の取引関係は、まさにこの指針が該当するものと思われる。それは、その取引をキャピタル・リースとみなして、当該リースに係る資産および負債をオンバランスさせようとするものではない。上記の 3 条件が満たされる場合、SPE の資産、負債、営業成績、およびキャッシュ・フローを賃借人の財務諸表に連結することを要求する。キャピタル・リースに分類されるリース取引でも、上記 3 要件を満たせば、賃借人が賃借人を連結することが要求されることになると思われる。

改訂解釈書 46 号（Appendix F1・b）は、EITF No. 90-15 で合意されたこれらの指針および 3 % 基準、および EITF D-14 の関連ある要件を取り消した¹²⁾。改訂解釈書 46 号では、賃借人である SPE が変動持分事業体の要件を満たしておれば、当該事業体に変動持分を有する主たる受益者によって連結され、当該 SPE が変動持分事業体でなければ、FAS94 号によって修正された ARB51 号の要件に従うことが求められる。改訂解釈書 46 号（第 3 項、Appendix E7）は、事業体（entity）の定義に信託（trust）を含めており、変動持分事業体の活動が信託契約によって制限されるか、あらかじめ決められていることもあるとしている。したがって、特定目的信託の連結についても、会社型 SPE と同様に判定されることになるであろう。

3. 適格 SPE の連結方針

2000 年 9 月に FASB から公表された財務会計基準書第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計」（以下、FAS140 号という。）（第 46 項）は、金融資産の譲渡人またはその関係者が適格 SPE を連結することを禁じている。適格 SPE は、FASB から 1996 年 6 月に公表された財務会計基準書第 125 号「金融資産の譲渡及びサービス業務と負債の消滅に関する会計」（以下、FAS125 号という。）において、金融資産の譲渡人による譲渡資産の売却処理が認められる要件を備えた事業体として開発されたものである（第 126 項）¹³⁾。この方針は、FAS140 号（第 172 項）にも引き継がれている。

FAS140 号（第 9 項）では、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の譲渡について、譲渡人が譲渡資産に対する支配を放棄したとき、譲渡資産における受益権以外の対価を受け入れた範囲で売却とみなすことが要求される。譲渡資産に対する支配の放棄を認定するための要件として、①譲渡人が倒産した際、譲渡資産が譲渡人またはその債権者から隔離されていること、②譲受人が譲り受けた資産を入質または交換する権利を有すること、および③譲渡人が、譲渡資産の所有者に対して満期前に購入する契約または譲渡資産を一方的に返還させる能力によって、譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと

があげられている。②については、譲受人が適格SPEである場合、当該SPEが発行した受益権の保有者がその受益権を入質または交換する権利を有することがその要件とされる（第173項）。②や③は、1999連結公開草案における支配概念がその根底に存するとみることができる。

FAS140号（第35項）は、信託およびその他の法的ビークルを適格SPEと認定するための要件として、①譲渡人から明確に区別されていること、②活動が著しく制限されていること、③保有できる資産が受動的性格¹⁴⁾の金融資産に限定されること、④現金以外の資産の売却あるいは処分に際して、意思決定が介入しないことなどをあげている。

①譲渡人からの区別については、譲渡人やその関連会社がSPEを一方的に解散する能力がないこと、および受益権の公正価値の10%以上が譲渡人やその関連会社以外の第三者によって所有されるか、またはその譲渡が保証付抵当証券化であることが求められる（第36項）。SPEを一方的に解散する能力の例として、受託者に対して当該SPEの解散を要求するのに十分な受益権の保有、すべての譲渡資産を買い戻す権利、および第三者が所有する受益権を買い戻す権利または期限前に返済する権利などがあげられる。②活動の制限については、SPEの活動が法的文書によってあらかじめ完全に規定されていること、および譲渡人やその関連会社以外の第三者によって保有される受益権の少なくとも過半数の承認がなければ、SPEの活動を大きく変更することができないことがあげられる（第35項b）。

これらの要件には、譲渡人の倒産等の影響から適格SPEを隔離するとともに、適格SPE自体が倒産するリスクを最小限にすることにより、適格SPEを利用した金融資産の証券化取引をより促進する効果が期待されているものと解される（FAS140号第171、172項）¹⁵⁾。これらの要件は、適格SPEの役割上、譲渡人の立場からは、譲渡資産に対する支配の放棄の認定要件と表裏の関係にあるものと解される（第198項）。かくして、FAS140号における適格SPEの連結方針の根底には、1999連結公開草案の支配概念が存するものと解される。

改訂解釈書46号（第4項c）は、金融資産の譲渡人とその関係者のいずれも、FAS140号（第35項）で記述されている「従前の適格SPE」の連結を禁止している。この規定は、FAS140号（第46項）の規定を追認したものである。この結果、適格SPEが変動持分事業体であり、金融資産の譲渡人やその関連会社が、その適格SPEの発行した受益権を取得することによって主たる受益者になる場合にも、当該SPEは連結されない。財務構成アプローチにより、譲渡人やその関連会社の個別財務諸表において、その受益権のリスクとリターンに関わる権利と義務を報告することが求められることになる（Appendix E9）。

金融資産の譲渡人またはその関係者以外の事業体による適格SPEの連結方針については、FAS140号（第198項）は、現行または将来の他の一般に認められた会計原則に委ねている。改訂解釈書46号（第4項d、Appendix E10）は、金融資産の譲渡人やその関係者以外の企業で、適格SPEや「従前の適格SPE」における変動持分を有する企業でも、その企業が当該事業体を清算したり、当該事業体がFAS140号の第25項や第35項の条件をもはや満たさなくなるように、当該事業体を変化させる一方的な能力を有さないかぎり、当該SPEの連結を禁止している。ここで適格SPEに対する支配の有無があらためて問われていることは、適格SPEの認定要件における譲渡人と

適格SPEの関係が、譲渡人以外の企業と適格SPEとの関係には適用されないことを意味する。いずれにしても、改訂解釈書46号では、適格SPEの連結方針において、FAS140号における支配概念、したがって1999連結公開草案の支配概念がその根底に存するものと思われる。

FASBは、2003年6月、FAS140号を改訂する公開草案「適格特別目的会社と譲渡資産の隔離：FASB基準書第140号の改訂」（以下、2003改訂FAS140号公開草案という。）を公表した。同公開草案（第5項）は、適格SPEの認定要件として、譲渡人が一方的にSPEを解散する能力を有しうような譲渡資産への継続的関与を禁ずる従来の要件とは別に、譲渡人が変動持分を有しうような譲渡資産に対するより多様な継続的関与を禁ずるための要件を新たに追加した¹⁶⁾。この結果、FAS140号において、譲渡人による金融資産の消滅の認識要件と適格SPEの連結方針に、1999連結公開草案の支配概念とは異質な、リスク負担の有無に重点をおいた思考が導入されることになるものとみられる。ただし、2003改訂FAS140号公開草案は、適格SPEの認定要件をより厳格化するが、金融資産の譲渡人による譲渡資産に対する支配の放棄の要件については、そのような新たな思考を追加していない。この結果、譲渡資産の消滅の認定に際しては、適格SPEと認められない事業体への譲渡資産に対する支配の有無や、当該事業体の連結があらためて問われるケースが増加するものとみられる。

Ⅳ. わが国におけるSPEの連結方針

1. わが国の連結方針の特徴

わが国では、1998年11月に公表された大蔵省令第135号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」および第136号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」により、1999年4月1日以降に開始する事業年度に係る連結財務諸表から、子会社および関連会社の範囲、すなわち連結の範囲と持分法の適用範囲の決定に際し、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準および影響力基準が導入された。連結財務諸表規則（第5条第1項）は、連結財務諸表提出会社すなわち親会社、すべての子会社を連結の範囲に含めることを要求し、財務諸表規則（第8条第3項）は、親会社とは、他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配している会社であり、子会社とは、当該他の会社等と定義している。ここに会社等とは、会社、組合その他これに準ずる事業体をいい、財務および営業または事業の方針を決定する機関とは、株主総会その他これに準ずる意思決定機関をいう。

連結財務諸表規則（第10条第1項）では、非連結子会社および関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上することが要求される。財務諸表等規則（第8条第5項）では、関連会社とは、会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等と定義される。日本公認会計士協会監査委員会は、子会社および関連会社の範囲の決定に際して、監査上留意すべき事項を明らかにするために、1998年12月、監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決

定に関する監査上の取扱い」(以下、1998 連結範囲実務指針という。)を公表するとともに、2000 年 1 月、実務上の判断においてそのポイントを解説した「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q & A」(以下、2000 連結範囲 Q&A という。)を公表した。わが国では、変動持分事業体固有の連結方針はみられない。

2. 金融資産の流動化に係る譲渡人による SPE の連結方針

財務諸表規則(第 8 条第 7 項)によれば、①適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を SPE が発行する証券の所有者に受け取らせることを目的として設立されており、② SPE の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該 SPE は、その出資者および当該 SPE に資産を譲渡した会社(以下、出資者等という。)から独立しているものと認められ、出資者等の連結対象にはならない。ここに、SPE とは、「資産の流動化に関する法律」(以下、資産流動化法という。)(第 2 条第 3 項)に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体である¹⁷⁾。資産流動化法に規定される特定目的会社は、資産流動化法(第 142 条)により、その業務が資産流動化計画に記載された特定資産の流動化に限定される。

2000 連結範囲 Q&A (Q13・A(1))によれば、SPE への特定資産の譲渡人が、当該 SPE の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等により SPE を「支配」しているとみられるときでも、①譲渡資産の価額が適正に決定され、②事業の内容が SPE の目的から逸脱していないことにより、譲渡人から独立していると認められる場合には、当該 SPE はその譲渡人の子会社には該当しないとされる。SPE が譲渡人から独立していると認められる要件として、特定資産としての金融資産を SPE に譲渡した際に、金融資産の消滅の認識要件(金融商品に係る会計基準(第二・二・1))を満たし、かつ SPE が上記の活動の制限に関する要件を満たすことをあげている(Q13・A(3))。

ここで、SPE に対する「支配」の有無を「変動持分」の有無に置き換え、当該 SPE を FAS140 号の適格 SPE とみなすならば、わが国における SPE の連結方針は、金融資産の譲渡人に関して、FAS140 号や改訂解釈書 46 号における適格 SPE の連結方針と首尾一貫するものとみられる¹⁸⁾。しかし、改訂解釈書 46 号の場合、適格 SPE への出資者による連結については、当該 SPE に対する支配の有無があらためて問われる。わが国では、出資者についても、SPE の活動の制限が、SPE からの独立性の要件とみなされているものと解される。

他方、2000 連結範囲 Q&A (Q13・A(4))によれば、SPE への特定の負債の引渡人と SPE の関係については、当該 SPE の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等で、当該 SPE の権利義務ならびに損益等が実質的に特定の負債の引渡人に帰属する場合には、当該 SPE は引渡人の子会社に該当するとみなされる。この指針は、財務諸表規則(第 8 条第 4 項第 2 号二)および 1998 連結範囲実務指針(2(3)④)で示される連結方針に対応するものとみられる。すなわち、それらの連結方針では、SPE の負債を引き受けた債権者が、SPE の 40 % 以上 50 % 未満の議決権を所有し、かつ SPE の「資金調達額の総額の過半について融資を行っている」場合、当該債権者が当該 SPE を連結することが求められる。

改訂解釈書 46 号(Appendix B9)によれば、変動持分事業

体の負債が、それに劣後する権益が当該事業体の期待損失を吸収するのに十分でない場合に変動持分となりうることを示唆している。したがって、当該 SPE が変動持分事業体であれば、その債権者が主たる受益者となり、当該 SPE の連結が要求される可能性もある。

3. 不動産の流動化に係る譲渡人による SPE の連結方針

わが国の SPE の連結方針をあらわす財務諸表規則(第 8 条第 7 項)およびその関連基準や指針は、不動産の流動化に活用される SPE にも適用されるものと解される。ただし、2000 連結範囲 Q&A (Q13・A(3))は、金融資産が譲渡された SPE 等の連結方針について言及している。日本公認会計士協会が 2000 年 1 月に公表した会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、2000 金融商品実務指針という。)(第 21 項)では、不動産の消滅あるいは売却の要件については「金融商品に係る会計基準」の対象外とされている。

日本公認会計士協会は、2000 年 7 月、会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(以下、2000 不動産実務指針という)を公表し、2001 年 5 月に「特別目的会社を活用した不動産に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についての Q&A」(以下、2001 不動産 Q&A という。)を公表した。2000 不動産実務指針(第 3 項)では、譲渡不動産の消滅を認識する方法としてリスク・経済価値アプローチが採用された。これは、譲渡不動産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転した場合に当該譲渡不動産の消滅を認識する方法である。その具体的な基準として、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額(時価)に対するリスク負担の金額の割合がおおむね 5 % の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとみなされる(第 13 項)。したがって、譲渡不動産の 5 % 以下のリスクを留保していても、その残存部分は譲渡人の財務諸表ではオフバランスとなる¹⁹⁾。

2000 不動産実務指針(第 6, 7, 32 項)では、譲渡不動産の消滅の認識要件において、支配の移転という表現はみられず、リスクと経済価値の移転または継続的関与の有無が問われる。ここに不動産のリスクとは、経済環境による不動産の価値の下落であり、不動産の経済価値とは、不動産の保有、使用または処分によって生ずる経済的リターンを得る権利に基づく価値である(第 4 項)。これは、金融資産に係るリスクとリターンに相当するものとみることができる。その意味で、1998 連結範囲実務指針および 2000 連結範囲 Q&A は、SPE への不動産の譲渡人による SPE の連結方針にも適用することができるように思われる。しかし、2000 連結範囲 Q&A (Q13・A(3))により、SPE へ譲渡した不動産の消滅の認識要件が満たされることによって当該 SPE が連結されない場合、譲渡人にとってさらに重要な他のリスクの負担やリターンを受け取る権利がオフバランスされる可能性がある²⁰⁾。

改訂解釈書 46 号は、期待損失や期待残余リターンをもたらす資産の種類を限定していない。改訂解釈書 46 号では、SPE が変動持分事業体の要件を満たせば、SPE の期待損失と期待残余リターンに対する権利と義務を考慮して、主たる受益者と認定された企業が SPE を連結することが要求される²¹⁾。

V. むすびにかえて

米国では、1999 連結公開草案において支配概念に基づく連結方針が提唱された。修正アプローチにおいて、活動やパワーに著しい制限を有する事業体の連結方針が新たに提示され、それが、SPE の連結方針を経て、改訂解釈書 46 号における変動持分事業体の連結方針へとより一般化されてきたとみられる。

改訂解釈書 46 号の連結方針の特徴は、変動持分事業体と主たる受益者との関係にみられる。主たる受益者は、変動持分事業体における純資産の公正価値の負の変動の過半を吸収する義務または正の変動の過半を受け取る権利を有する。それらの義務または権利をもたず権益が変動持分であり、主たる受益者は、リスクの過半を負担する義務あるいは残余リターンの過半を受け取る権利を有する。改訂解釈書 46 号は、主たる受益者が変動持分事業体を連結することを要求している。ここでは、持分投資家が支配的財務持分を通して有する当該事業体の活動に対する意思決定能力よりも、そのようなリスクを負担する義務あるいはリターンを受け取る権利が連結の要件としてより重視される。さらに、リスクを負担する義務がリターンを受け取る権利よりも優先的に考慮される。

1999 連結公開草案では、他の会社の意思決定機関を実質的に支配できる意思決定能力を有することが、当該他の会社を連結する要件とされた。その根拠は、当該他の会社からの便益を増加し、損失を抑制するように、当該他の会社の活動や経営に能動的に関与するための排他的な意思決定能力を有することにある。そのような意味での支配概念は、変動持分事業体の主たる受益者が、将来のリスクの過半を負担する義務あるいは残余リターンの過半を受け取る権利を有することから推定あるいは仮定される支配とは異質の概念であると考えられる。

改訂解釈書 46 号は、適格 SPE への金融資産の譲渡人またはその関係者が当該事業体を連結することを禁じている。これは、FAS140 号の規定を追認したものであり、金融資産の消滅の認識要件と適格 SPE の認定要件は表裏の関係にあるとみられる。したがって、金融資産の譲渡人による適格 SPE の連結禁止規定の根拠は、譲渡人の譲渡資産に対する支配の放棄に求められる。FAS140 号におけるこの支配概念には、譲渡人が譲渡資産を活用して、能動的に自らの便益を増加させたり、損失を抑制したりする能力が含まれているものと解される。また、金融資産の譲渡人以外の企業については、改訂解釈書 46 号は、当該企業が変動持分を有する適格 SPE を清算したり、その事業内容を変更する一方的な能力がないかぎり、当該 SPE を連結することを禁じている。ここでは、当該企業の適格 SPE に対する支配の有無があらためて問われている。これは、FAS140 号における適格 SPE の認定要件が、金融資産の譲渡人以外の当事者からの独立性までも保証するものでないことを意味する。かくして、改訂解釈書 46 号における適格 SPE の連結方針については、いずれの場合にも、1999 連結公開草案の連結方針における支配概念がその根底に存するものと考えられる。

しかし、改訂解釈書 46 号の連結方針の適用対象は、本来、適格 SPE 以外の変動持分事業体である。変動持分事業体の主たる受益者が当該事業体を連結する根拠は、当該事業体の変動持分に係るリスクを負担する義務あるいはリターンを受け取る権利を有することそれ自体に求められると解される。それは、結果的に、当該事業体の活動に対する主たる受益者の意思決定能力をもたずともありうる。しかし、改訂解釈書 46 号

(Appendix E31) では、そのような能力は、その意思決定が変動持分の価値に重要な影響を及ぼす場合に、変動持分事業体の主たる受益者を識別するための一つの指標とみなされるにとどまる²²⁾。

改訂解釈書 46 号では、当該 SPE が変動持分事業体であれば、その債権者が主たる受益者となり、当該 SPE の連結が要求される可能性もある。すなわち、ここでは、優先劣後の相対的關係により、より劣後する権益の保有者が主たる受益者となり、当該事業体の連結が要求される。優先的な権益の保有者として、資金の貸し手、優先的な負債証券の所有者、あるいは議決権なき優先株の所有者等があげられよう。自己資本不足に陥った事業体については、それらの優先的な権益の保有者や、他の企業の債務に対して債務保証を行った企業等は、たとえ議決権やその他の権利に基づく法的支配あるいは実質的支配が存在しない場合でも、当該事業体を連結することが求められる可能性があると考えられる。

これに対して、1999 連結公開草案 (第 81 項) では、資金の貸借関係において、貸し手と借り手の間に支配従属関係は存在しないとみられる。これは、借り手の債務不履行の際に、たとえ貸し手が担保を差し押さえることができて、そのことが、貸し手に借り手の資産を利用するためのパワーやその利用を指示する能力を与えるものではないからである。1999 連結公開草案では、リスクを負担する義務やリターンを受け取る権利それ自体が連結の要件とは認められない。この意味で、改訂解釈書 46 号の連結方針の根底には、1999 連結公開草案の連結方針における支配概念とは異質な要素がみられる。

わが国では、金融商品の消滅の認識要件では「支配」の移転の有無が問われ、不動産の消滅の認識要件では「継続的関与」の有無が問われる。いずれの場合も、FAS140 号と同様、譲渡人が、譲渡資産に係る将来のリスクを負担する義務とリターンを受け取る権利を通して、能動的に自らの便益を増加させたり、損失を抑制したりする能力の有無が問われているとみられる。金融商品と不動産の消滅の認識要件の差異は、そのような権利と義務の消滅を認識するタイミングの違いであり、それは、それぞれの資産に係る権利や義務の分割可能性からもたらされるものとみられる。その意味で、「支配」と「継続的関与」は同義とみられ、いずれも 1999 連結公開草案の連結方針における支配概念の本質的特徴を具備していると考えられる。

わが国では、他の会社等の議決権の 40 % から 50 % を所有し、かつその会社等の資金調達額の総額の過半を融資している会社は、当該他の会社等を支配しているものとみなされ、当該他の会社等を連結することが要求される。このような意味での支配は、1999 連結公開草案の支配概念とは異質のものであると考えられる。それは、まさに改訂解釈書 46 号の連結方針と軌を一にする思考を盛り込んでいると解される (越野 [2000] pp. 9-10, 14-15)。

米国やわが国の連結方針の見直しの背景に金融危機や会計不祥事がみられることを顧みると、両国の連結方針の本質は、布施 [2000] (p.35) において指摘されたように、「ある会社が発生した損失は最終的に誰が負担するのか」という点に帰結するという見方が、より現実には則しているように思われる。しかし、従来、債権や株式、その他の有価証券の将来のキャッシュ・フローに係るリスクを負担する義務やリターンを受け取る権利は、貸倒れの見積り、時価評価、持分法、あるいは偶発債務の注記等の方法によって個別財務諸表上でも開示されてきた。同様に、変動持分事業体の主たる受益者も、その変動持分に係る

リスクやリターンを個別財務諸表に反映させることは可能であろう²³⁾。そうであれば、変動持分事業体のリスク負担を重視した連結方針の根拠は、従来の支配概念や重要な影響力とは別のところに求めなければならない²⁴⁾。それは、他の事業体に変動持分を有する企業が、将来負担する可能性のあるリスクの発生源をより明瞭に表示することに求められよう。

(注)

- 1) 越野 [2000] では、FASB の連結方針に関する一連の報告書で検討されてきた支配概念の本質的特性および支配の判定基準に基づいて、わが国の連結範囲判定基準の特徴と課題について検討した。
- 2) 米国では、一般の事業会社は、ARB51 号および FAS94 号にしたがって、過半数の議決権を所有している会社が連結対象となる。これに対して、FASB の緊急問題特別委員会（以下、EITF という。）トピック No. D-14 「特別目的事業体が関与する取引」（以下、EITF No. D-14 という。）では、SEC スタッフの見解として、SPE は、SPE の過半数所有が単に名目的なものであり、その活動が、事実上すべてそのスポンサーまたは譲渡人のために存在し、かつ、当該 SPE の資産または負債に関する実質的なリスクとリターンが直接または間接的にそのスポンサーまたは譲渡人に帰属する場合には、そのスポンサーまたは譲渡人がたとえ SPE の議決権の過半数を所有しなくとも、当該 SPE を連結するのが適当であるとされた。SEC スタッフのこの見解は、SPE が関与するリース取引にも適用された。ただし、FASB の EITF 論点 No. 90-15 「リース取引における、実体のない貸し手、残価保証、およびその他の規定の影響」（以下、EITF No. 90-15 という。）では、SEC スタッフの見解として、第三者による初期の持分資本投資がリース資産の 3 % 以上であれば、賃借人は賃貸人である SPE を連結することが要求されないものとされた。エンロン事件では、ヘッジ取引や資産売却取引等をオフバランスにするために、この 3 % 基準を悪用して SPE の連結外しが行われたといわれる。エンロン事件に係る会計諸問題については、加藤 [2003] (pp. 8-13)、杉本 [2003] (pp. 272-275)、荻編 [2003] (pp. 162-165) を参照。また、当時の米国における SPE の連結方針の拠り所とされた FASB や SEC スタッフの見解については、秋葉 [1997] (pp. 229-234) を参照。
- 3) FAS94 号によって改訂された ARB51 号（第 2 項）における支配が一時的な子会社の連結に関する例外規定は、2001 年 8 月、FASB から公表された財務会計基準書第 144 号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」（第 46 項、Appendix B119, C2）により削除された。
- 4) 「interest」と「equity」はいずれも「持分」という訳語が使用されることが多いが、本稿では文脈に応じて、「interest」を「権益」、「equity」を「持分」として訳出している。改訂解釈書 46 号（第 5 項・注 7）では、ある事業体の持分投資（equity investment）を、その事業体の財務諸表において「持分（equity）」として報告することが要求される「権益（interests）」としている。改訂解釈書 46 号（Appendix B）では、変動持分事業体における変動持分の例として、持分投資、受益権、負債証券、資産または負債価値の保証、資産のプット・オプション契約および類似の債務、先渡契約およびその他の金融派生商品、および意思決定者への報酬などがあげられている。
- 5) ポートフォリオ理論の文脈において、リスクとは、個々の資産の将来のキャッシュ・フローの不確実性の大きさをあらわし、投資収益率の分散によって測定される（概念書 7 号（第 64-71 項）、越野 [1986] (pp. 47-61)）。しかし、改訂解釈書 46 号では、リスクは期待損失を意味するものと解される。大日方 [1995] (pp. 34-35) では、金融商品に係る会計問題の解

決において、リスクの概念規定の重要性が指摘されている。このことは、変動持分事業体の連結方針を検討する際にも当てはまると思われる。

- 6) 2004 年 2 月に公表された FASB STAFF POSITION No. FIN 46 (R)-3 では、持分投資家にとって、持分投資額が増加するにつれて、当該事業体の成功に重要な影響を及ぼす意思決定能力の重要性が高まるとしている。
- 7) 旧解釈書 46 号（第 14 項、Appendix C31）では、「変動持分事業体の活動の成果に著しく影響する意思決定を行うための直接または間接的な能力が、企業がその変動持分事業体の連結を要求したであろう特徴の一方あるいは両方を有する強力な証拠である。」という文言がみられた。これは、改訂解釈書 46 号（第 14 項）では削除された。旧解釈書 46 号（Appendix C31）では、さらに、「意思決定を行うための能力は変動持分ではないが、もし、その意思決定がその変動持分の価値に重要な影響を及ぼすならば、意思決定はほとんど確実に、重要な変動持分の保有者と直接または間接的に関係するであろう。そのため、意思決定は、変動持分事業体の主たる受益者の一つの指標である。」という文言がみられる。これは、改訂解釈書 46 号（Appendix E31）に引き継がれている。
- 8) 1999 連結公開草案では、Special-Purpose Corporation について検討されているが、本稿ではそれも含めて SPE という。
- 9) 信託と SPE の関係については、秋葉 [1998] (pp. 179-184) を参照。また、特定目的会社や特定目的信託を利用したわが国の「集団投資スキーム」については、金融審議会第一部会 [1999] および田邊 [2003] (pp. 21-33) を参照。
- 10) 米国をはじめ、諸外国ならびにわが国におけるリースの種類および分類方法については、秋山 [1992] (pp. 7-24) を参照。
- 11) リース資産のオフバランスに対するニーズは、賃借人と賃貸人の双方にみられる。賃借人の側ではオペレーティング・リースの処理、賃貸人の側ではキャピタル・リースの処理がそのニーズを満たすことになる。しかし、米国では、リース資産のオフバランス問題については、主として賃借人によるリース資産のオフバランス防止という観点から議論されてきたように思われる。この問題については、田中 [1991] (pp. 45-68) を参照。
- 12) EITF No. 90-15 および EITF D-14 の内容、およびそれらとエンロン事件との係りについては本稿注 2) を参照。
- 13) FAS125 号（第 129 項）では、SPE の連結に関する追加的な規定は今後の検討課題とされた。その当時、適格 SPE の連結方針として、EITF No. 96-20 「特別目的事業体の連結に関する FASB 基準書第 125 号の影響」において合意された指針がみられる（FAS140 号第 196 項）。そこでは、金融資産の譲渡人が適格 SPE を連結すべきか否かの判断に際して、適格 SPE におけるすべての資産が金融資産であり、かつそれが非金融資産を金融資産に転換したり、あるいはそれまで未認識の金融資産を認識する効果を有する仕組み取引の結果でない場合においてのみ、FAS125 号の支配の定義を適用することが求められる。それ以外の場合には、EITF D-14 や EITF No. 90-15 で合意された基準を適用することが求められた。
- 14) 受動的性格の資産とは、その資産の保有者が、債権回収業務固有の意思決定以外の意思決定に関与できない資産である。
- 15) 証券化における SPE の倒産リスクと倒産隔離の手段については、荻編 [2003] (p.24) および久禮 [2003] (p.10) を参照。久禮 [2003] (pp. 14-16) では、SPE の倒産隔離の手段としてチャリタブル・トラストを活用する方法が紹介されている。
- 16) 2003 改訂 FAS140 号公開草案（Appendix A2）は、旧解釈書 46 号の発行が、変動持分事業体の連結を回避するために変動持分事業体を適格 SPE に変換する誘引を創出したと述べている。2003 改訂 FAS140 号公開草案の概要と背景については、荻編 [2003] (pp. 148-159) を参照。
- 17) 資産流動化法では、特定目的信託を用いた資産の流動化についても規定されているが、わが国では信託の連結に関する明確な基準はみられない。秋葉 [1998] (p.95) では、日本の信託を利用し

た金融資産の流動化の基本的スキームにおいて、信託は通常、適格SPEに該当するものと考えられ、それ故、当該信託は委託者の連結対象にはならないであろうといわれる。

- 18) これに対して、企業会計審議会が1998年9月に公表した「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準(案)」(三)では、出資額が資産総額に対して僅少であり重要性が乏しい特定目的会社は、当該出資者の子会社及び関連会社に該当しないものとするを容認する一方、特定目的会社に資産を譲渡した会社が、当該譲渡資産に関して、原債務者の債務不履行もしくは資産価値の低下が生じた場合に損失の全部もしくは一部の負担を行い、または重要なリターンを享受することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の子会社に該当するものとするとしている。これは、まさに米国における変動持分事業体の連結方針と軌を一にするものである。

同基準(案)は一部修正され、1998年10月、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(以下、1998「具体的取扱い」という。)として公表された。ここでは、財務諸表規則(第8条第7項)の要件を満たすSPEを出資者等の子会社とみなさない方針が打ち出された。ここでは、SPEに資産を譲渡した会社が、当該SPEの発行した劣後債権を所有している場合やリコース義務を有している場合等、原債務者の債務不履行または資産価値の低下が生じたときに損失の全部または一部を負担することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、当該資産の譲渡から生ずる負担を適正に見積もり、必要な額を費用または損失として計上することが要求される(三・注)。

秋葉[1999](p.28)では、1998「具体的取扱い」(三・注)は、資産譲渡者が留保したリスクを財務諸表上適切に表現させることが目的であり、財務構成要素アプローチを指向しているのに対し、同基準(案)(三)は1998「具体的取扱い」とは対照的に、リスク・経済価値アプローチを指向しているとみられる。しかし、両アプローチの違いは、譲渡人が譲渡資産の消滅を認識できるタイミングにあり、それらは譲渡資産に係る譲渡人の会計処理方法の差異をあらわしていると解される。改訂解釈書46号における変動持分事業体の連結方針では、譲渡先が変動持分事業体であれば、譲渡人が譲渡資産に留保する権益またはその他の権益から当該事業体における変動持分を有することにより、その主たる受益者と認定されるならば、当該事業体の連結が求められる。したがって、SPEへの譲渡資産に係る譲渡人の会計処理方法と当該譲渡人によるSPEの連結方針は、区別する必要があると思われる。

- 19) 2000不動産実務指針(第19, 44, 45項)では、不動産信託受益権の譲渡についても、リスク・経済価値アプローチが適用される。当該受益権が質的に単一の受益権に分割されている場合には、他社に移転した部分については、リスク負担割合を考慮することなく、売却処理が認められる。他方、信託受益権が優先劣後に分割されている場合には、譲渡人のリスク負担割合に関する5%基準が適用される。ただし、売却処理が認められるときでも、譲渡人が保有する劣後信託受益権部分はオフバランスされない(I第21, 46項)。このような財務構成要素アプローチ的な処理は、金融資産の信託受益権の保有者の会計処理(金融商品実務指針第100, 291項)と軌を一にするものである。このような会計処理の問題点については、秋葉[2003](pp. 30-34)を参照。
- 20) 杉本[2003](pp. 214-215)では、2000連結範囲Q&A(Q13, A(3))が現物資産には適用されないとみられている。
- 21) 改訂解釈書46号(Appendix F1・b, c)は、EITF No. 90-15およびEITF No. S-14における合意や指針を取り消し、変動持分という、より客観的な基準による連結方針を適用することを求めている。
- 22) 国際会計基準審議会(以下、IASBという。)は、解釈指針書SIC第12号「連結・特別目的事業体」(第8項, 9項)において、企業がSPEを連結するための基本的要件として支配の存在をあげ、企業がSPEの持分をほとんどあるいは全く所有しない場合でも、支配は存在する可能性があるとしている。さらに、解釈指針

書SIC第12号(第10項(c), (d))では、企業がSPEの過半の便益を獲得する権利を有し、そのためにSPEの活動のリスクに晒される場合、および、企業がSPEの活動から便益を獲得するために、当該SPEまたは特定資産にかかわる残余リスクまたは所有主リスクの過半を留保している場合、その企業はSPEを支配するとみなされる。ここで推定される支配は、1999連結公開草案やIASBの基準書第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」(第10項)の連結方針の根底に存する支配概念とは異質のものであると解される。

- 23) たとえば、改訂解釈書46号(第4項c, Appendix E9)では、適格SPEに譲渡された金融資産に係る譲渡人の権利と義務が、財務構成要素アプローチに基づいて、譲渡人の個別財務諸表で開示することが求められる。わが国では、1998「具体的取扱い」(三・注)および1998連結範囲実務指針(4(2))が、SPEへの譲渡資産に係る損失を譲渡人の個別財務諸表に計上することを要求している(本稿注18)を参照。)
- 24) 川本[2003](pp. 63-78)では、支配の存在が株主持分に対する投資を実物投資とみなす要件であり、連結ベースでリターンを測定する根拠とみられる。その場合、支配なき株式投資は市場価値によって説明できるとされるが、その結果、持分法の根拠が不明確になることも指摘されている。

山地[2003](pp. 25-31)や向[2004](pp. 44-49)では、変動持分事業体の連結方針は、支配力基準の発展または延長とみられる。これに対して、今福[2003](pp. 18-23)では、それは、持株基準や実質的な株式所有を重要な判断要素とした支配力基準とは異質のものとみられる。

引用参考文献・資料

- 秋葉賢一稿「証券化におけるSPEの連結会計問題に係わる動向」、日本資産流動化研究所編『資産流動化研究Vol. 3』, May 1997, pp. 229-239所収。
- 秋葉賢一稿「信託を利用した流動化スキームと会計問題」『金融研究』, October 1998, pp. 173-207。
- 秋葉賢一稿「連結会計における特別目的会社の取扱い」『商事法務』No. 1522, April 1999, pp. 27-32。
- 秋葉賢一稿「金融資産の流動化の会計」, 醍醐 聡・田中健二編『クローズアップ現代会計3 金融リスクの会計』東京経済情報出版, 2003年, 第2章所収。
- 秋山正明著『リース会計の実務』中央経済社, 1992年。
- American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Research Bulletin No. 51, *Consolidated Financial Statements*, August 1959. [ARB51号]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 13, *Accounting for Leases*, November 1976. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「第13号 リースの会計処理」, 『米国FASB 財務会計基準書: リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985年, 所収) [FAS13号]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements*, December 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念[増補版]』中央経済社, pp. 267-408) . [概念書6号]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 94, *Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries: an amendment of ARB No. 51, with related amendments of APB Opinion No. 18 and ARB No. 43*, Chapter 12, October 1987. [FAS94号]
- Financial Accounting Standards Board, EITF D-14: *Transactions involving Special-Purpose Entities*, Dates Discussed: February 23, 1989; May 18, 1989; May 31, 1990. [EITF D-14]
- Financial Accounting Standards Board, Discussion Memorandum, *an analysis of issues related to Consolidation Policy and Procedures*,

- September 1991.
- Financial Accounting Standards Board, EITF 90-15 : *Impact of Nonsubstantive Lessors, Residual Value Guarantees, and Other Provisions in Leasing Transactions*, Dates Discussed, July 12, 1990 ; September 7, 1990 ; November 8, 1990 ; January 10, 1991 ; July 11, 1991. [EITF 90-15]
- Financial Accounting Standards Board, *Preliminary Views on major issues related to Consolidation Policy*, August 1994. [1994 予備的見解]
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements : Policy and Procedures*, October 1995. [1995 連結公開草案]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June 1996. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第 125 号 金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」) [FAS125 号]
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft (Revised) , Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements : Purpose and Policy*, February 1999. [1999 連結公開草案]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, pp. 409-488) . [概念書 7 号]
- Financial Accounting Standards Board, Working Draft , *Consolidation Policy : Modified Approach*, September 27, 2000. [修正アプローチ]
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 140, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities : a replacement of FASB Statement No. 125* , September 2000. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第 140 号 金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理 FASB 基準書第 125 号の更新」) [FAS140 号]
- Financial Accounting Standards Board, *Consolidations : Policy and Procedures*, Last Updated : October 10, 2000. (これは、FASB が情報提供目的で公表した非公式な文章である。)
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, August 2001. (日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第 144 号 長期性資産の減損または処分」の会計処理)
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Interpretation, *Consolidation of Certain Special-Purpose Entities : an interpretation of ARB No. 51*, June 2002. [2002 解釈書公開草案]
- Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No. 46, *Consolidation of Variable Interest Entities : an interpretation of ARB No. 51*, January 2003. [旧解釈書 46 号]
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Qualifying Special-Purpose Entities and Isolation of Transferred Assets : an amendment of FASB Statement No. 140*, June 2003. [2003 改訂 FAS140 号公開草案]
- Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No. 46 (revised December 2003) , *Consolidation of Variable Interest Entities : an interpretation of ARB No. 51*, December 2003. [改訂解釈書 46 号]
- Financial Accounting Standards Board, FASB STAFF POSITION, No. FIN 46 (R) -3, *Evaluating Whether as a Group the Holders of the Equity Investment at Risk Lack the Direct or Indirect Ability to Make Decisions about an Entity's Activities through Voting Rights or Similar Rights under FASB Interpretation No. 46 (revised December 2003) , Consolidation of Variable Interest Entities*, February 12, 2004.
- 布施伸章稿「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲」『JICPA ジャーナル』, March 2000, pp. 20-26.
- 今福愛志稿「新しい事業体と『エンティティ概念』」『企業会計』 Vol. 55, No. 8, August 2003, pp. 18-24.
- International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standards 2003, International Accounting Standard IAS27, *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準書 IAS 第 27 号 (1994 年リフォーマット) 連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001 年, pp. 455-462 所収) [IAS27 号]
- International Accounting Standards Board, Standing Interpretations Committee, International Financial Reporting Standards 2003, Interpretation SIC-12, *Consolidation-Special Purpose Entities, Date of Consensus* : June 1998. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「SIC 解釈指針委員会 解釈指針書 SIC 第 12 号 連結—特別目的事業体」『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001 年, pp. 921-925 所収)
- 加藤 厚稿「エンロン事件で変わる会計・監査」『経理情報』No. 985, June 2002, pp. 8-13.
- 川本 淳著『連結会計基準論』中央経済社, 2002 年.
- 企業会計審議会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準 (案)」, September 1998.
- 企業会計審議会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」, October 1998. [1998 具体的な取扱い]
- 金融審議会第一部会「集団投資スキームに関するワーキング・グループレポート」, July 1999.
- 越野啓一稿「わが国における連結範囲判定基準の特徴と課題—FASB の連結方針における支配概念をめぐる—」『金沢経済大学論集』 Vol. 34, No. 2, December 2000, pp. 1-18)
- 越野啓一稿「多角的経営企業の評価におけるセグメント会計情報の役割—ポートフォリオ分析論の理論的枠組をめぐる—」『金沢経済大学論集』 Vol. 19 (2・3 合併), March 1986, pp. 47-99.
- 久禮義継著『流動化・証券化の会計と税務 (第 2 版)』中央経済社, 2003 年.
- 向 伊知郎稿「連結範囲の拡大と変動持分事業体—支配概念を中心として」『JICPA ジャーナル』 No. 589, August 2004, pp. 44-49.
- 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」, December 1998. [1998 連結範囲実務指針]
- 日本公認会計士協会, 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」, January 2000. [2000 金融商品実務指針]
- 日本公認会計士協会監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q & A」, January 2000. [2000 連結範囲 Q&A]
- 日本公認会計士協会, 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」, July 2000. [2000 不動産実務指針]
- 日本公認会計士協会会計制度委員会「特別目的会社を活用した不動産に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についての Q&A」 May 2001. [2001 不動産 Q&A]
- 大日方 隆稿「FASB 金融商品プロジェクト」『JICPA ジャーナル』 No. 485, December 1995, pp. 31-35.
- 荻 茂生編著『証券化と SPE 連結の会計処理—金融商品のオフバランス取引をめぐる実務』中央経済社, 2003 年.
- 杉本 茂稿「不動産証券化の会計」, 田邊 昇・田村幸太郎・杉本茂・中村里香・田中 博・三國仁司共著『実務・不動産証券化』商事法務, 2003 年, 第 3 章所収.

田邊 昇稿「不動産証券化と金融」，田邊 昇・田村幸太郎・杉本
茂・中村里香・田中 博・三國仁司共著『実務・不動産証券化』
商事法務，2003年，第1章所収。
田中健二著『オフバランス取引の会計』同文館，1991年。
山地範明稿「FASB『変動持分事業体の連結』」『企業会計』Vol. 55,
No. 8, August 2003, pp. 25-31.

2004年10月1日稿